

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果概要

以下のとおり、意見募集(パブリックコメント)について、結果の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 意見の募集方法

【意見募集期間】平成20年8月25日(月)～平成20年9月24日(水)

【告知方法】農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

【受付数】54通(電子メール 50通、FAX 3通、郵送 1通)

【延べ意見件数】176件

3. 意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 政令事項に関する意見(33件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
愛がん動物の指定(第1条)	対象とする動物を犬及び猫以外にも広げるべき。(犬猫以外の方が飼育するほ乳類、鳥類、は虫類等)	17	対象となる愛がん動物は、そのペットフードの流通実態、問題の発生状況、情報の蓄積状況等を踏まえ、当面犬及び猫とすることとしました。意見の趣旨も踏まえ、犬及び猫以外の愛がん動物については、今後の施行の状況、知見の蓄積の状況等を見ながら、必要に応じて検討してまいります。
輸出用飼料の適用除外(第2条)	輸出用の飼料を基準規格の規制の適用除外としないこと。海外の動物が日本産のペットフードの被害を被るかもしれない。輸出用には責任を持たないのか。	16	本法は、我が国において流通する製品を対象とするものです。諸外国に流通する製品への規制については、その国が決定すべきものであるため、輸出用の製品へは我が国の基準規格を適用しないという趣旨です。

(2) その他のペットフードの安全性確保に関する意見(143件)

意見等の概要(項目のみ)	数	意見に対する考え方
ペットフードに含まれる原料や添加物等の成分の規制に関する意見	24	今回のパブリックコメントの対象外となります。なお、規制のための基準規格は現在検討中です。意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
表示及び情報開示に関する意見	58	
成分分析の対象やあり方、分析結果の開示に関する意見	19	
罰則や取り締まりに関する意見	16	
その他、安全基準の考え方、法律の内容等に関する意見	26	